

税務相談停止命令制度の中止を求める意見書

「税務相談停止命令制度」(命令制度)の創設を盛り込んだ税理士法改定を含む所得税法等の一部改正案が提出されました。税務相談停止命令制度は、税理士でない者の税務相談を停止させる権限を財務相に与え、停止させるための実力行使も可能にするものです。「停止命令を出すかどうか」を調べるための質問検査権が国税庁・税務署に与えられます。本来、自由であるべき納税者同士の相談活動に国が介入できる仕組みとして拡大解釈される恐れがあることが懸念されます。

戦前、日本の税制は賦課課税制度であったため、国民の負担の限度を超えた徴税が繰り返された歴史があります。戦後、日本国憲法のもとで「納付すべき税額が、納税者のする申告により確定することを原則とする」(国税通則法16条)という申告納税制度に改められています。「自分の税額は自分で決める」という申告納税制度を形骸化する命令制度は、憲法が保障する言論・結社・表現の自由の侵害につながる可能性があることを否定できません。

日本には「納税者権利憲章」がありません。強制調査と混同させる無予告調査や生存権的財産まで差し押さえ、競売にかける徴収行政が横行しています。いま、求められているのは、厳罰で納税者を縛り、国の主権者である納税者の権利を擁護することです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1、 納税者が行う税金相談に国が介入できる規定を創設しないこと。

以上、地方自治法第99条に基づき提出する。

令和5年3月 日

東村山市議会議員 土方 桂

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣